

太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 29 号

太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

太子町立幼稚園設置条例（昭和 36 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「龍田幼稚園 太子町佐用岡 390 番地 2」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。